

【世帯主・申請者用】

(改・参考様式9)

東大阪市長 殿

求職活動等状況報告書

この報告書は住居確保給付金の支給決定後、毎月1回 翌月10日までに東大阪市住居確保給付金相談窓口にて報告（提出）が必要です。

未提出の場合、支給が中止されますので必ず提出して下さい。

(例：1月1日～31日の活動分は2月10日までに提出が必要です)

(令和 年 月分)

【あなたの収入について、あてはまるものに☑をし、金額を記入してください】(記入必須)

<input type="checkbox"/> 就労収入	総支給額 () 円	うち交通費 () 円
<input type="checkbox"/> 自営業収入【売上】	() 円	自営業経費 () 円
<input type="checkbox"/> 失業手当	支給額 () 円	
<input type="checkbox"/> 年金収入	支給月額 () 円	
<input type="checkbox"/> 児童手当	支給月額 () 円	
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	支給月額 () 円	
<input type="checkbox"/> その他の収入	() 円	名称【 _____ 】
<input checked="" type="checkbox"/> あなたの収入合計額	() 円	

【あなたの状況についてあてはまるものに☑を入れて下さい】(記入必須)

<input type="checkbox"/> 離職中	<input type="checkbox"/> 廃業中 (自営業)
<input type="checkbox"/> 減収中	<input type="checkbox"/> 休業中 (自営業)

【この1か月間にあなたが行った活動に☑を入れて下さい】(記入必須)

<input type="checkbox"/> 月1回以上、住居確保給付金相談窓口(自立相談支援機関)にこの報告書の提出、または仕事の相談をした。 提出日または相談日 _____ 月 _____ 日 () 窓口・郵送・電話
<input type="checkbox"/> 月2回以上、ハローワーク等での職業相談を受けた。(電話相談も可) ⇒ 【提出書類】 参考様式6 職業相談確認票 (減収中・休業中の方はのぞく)
<input type="checkbox"/> 週1回以上、求人先に応募をした、または求人先の面接を受けた。 ⇒ 【提出書類】 参考様式7 常用就職活動状況報告書 (減収中・休業中の方はのぞく)

※裏面に続く

【世帯主・申請者用】

あなたの状態によって、必要な活動が異なりますので、下記の別表に沿って、必要書類の提出もれないようにして下さい。

なお、求職活動を怠った場合、住居確保給付金が中止となりますのでご注意ください。

(別表)

受給月数	あなたの状態	必要とされる求職活動要件		
		住居確保給付金 相談窓口での仕事 の相談・報告 (月1回以上)	求人の応募 または面接 (週1回以上)	ハローワーク等 での職業相談 (月2回以上)
新規・延長・再延長 (1か月～9か月目)	離職・廃業	必須	必須	必須
	減収・休業	必須	任意	任意
再支給 (3か月のみ追加)	離職・廃業	必須	必須	必須
	減収・休業	必須	任意	任意

【生活上のお困りごとについて】(記入任意)

現在、生活上において困っていること、不安なことがありましたら記入して下さい。
相談員が面談や電話相談の上、支援させていただきます。

上記報告に虚偽がないことを申告します。

提出日： 年 月 日

氏名： _____

住所： _____

電話番号： _____